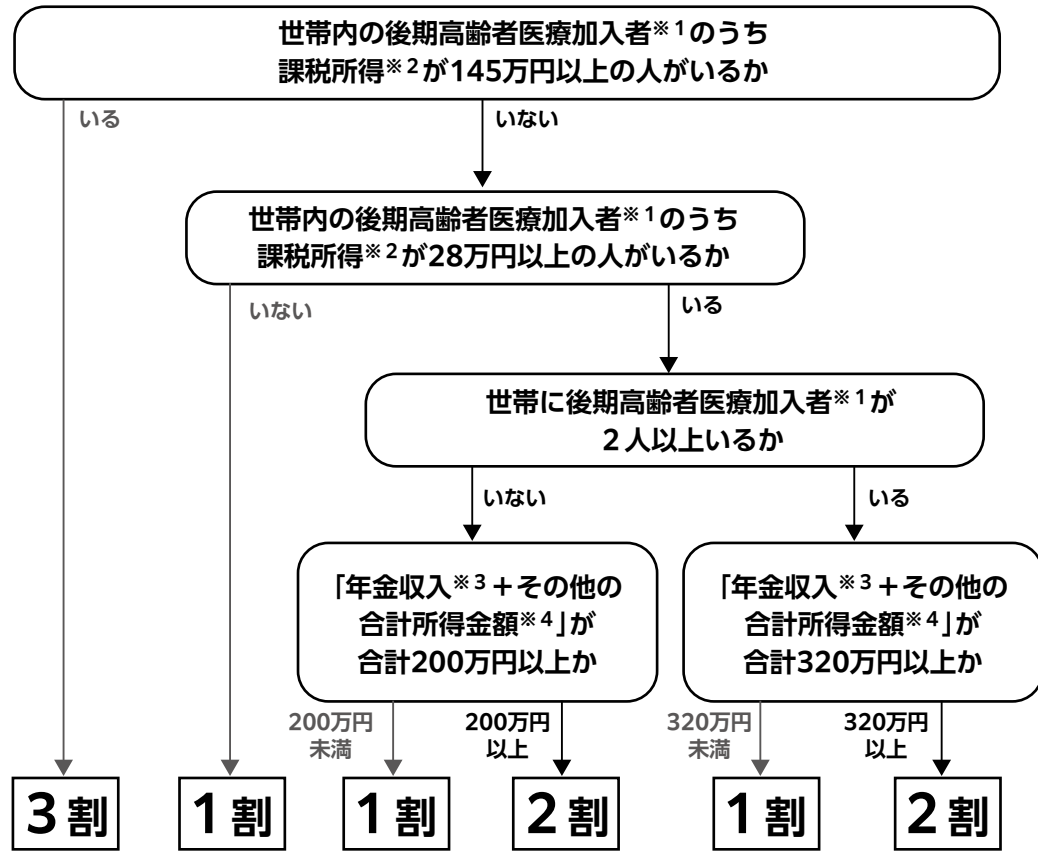


窓口負担割合 判定の流れ

窓口負担割合は、主に以下の流れで判定します。
後期高齢者医療加入者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します
(令和3年中の所得をもとに、負担割合の判定を行い、10月からの負担割合を
決定します)。
3割に該当する人は、申請により1割または2割になる場合があります。



※1「後期高齢者医療加入者」とは
75歳以上の人および65歳から74歳の人で一定の障害の状態にあると熊本県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人

※2「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)

※3「年金収入」とは
遺族年金や障害年金は含まず、公的年金等控除を差し引く前の金額

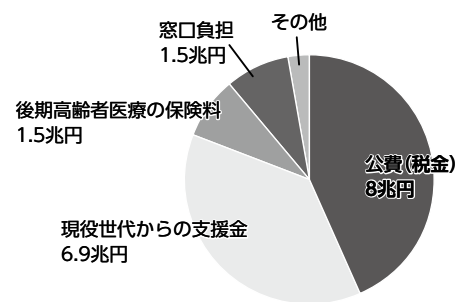
※4「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除額を差し引いた後の金額

負担割合見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始めることから、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた部分の約40%は現役世代の負担となっており、その負担は今後も拡大していく見通しです。

今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額18.4兆円)



詐欺にご注意ください

厚生労働省や町が、電話や訪問で口座の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話などがあったときは、消費生活センターまたは消費生活相談窓口などにお問い合わせください。

県消費生活センター ☎096(383)0999 (午前9時~午後5時)
町消費生活相談窓口(火・金) ☎096(285)5006 (午前10時~正午、午後1時~4時)

75歳以上の人で一定の所得がある人*

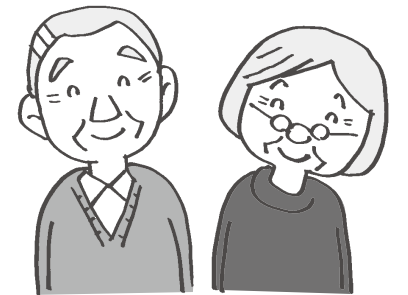
10月から医療費の窓口負担割合が2割になります

※65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象です

■ 問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

10月1日から、後期高齢者医療の加入者で、一定以上の所得がある人は、現役並み所得者(3割負担)を除き、新たに2割負担が追加されるため、医療機関での負担割合が2割になります。これに伴い、令和4年度は後期高齢者医療被保険者証(保険証)を7月と9月に2回送付します。

なお、負担割合の判定は令和3年中の所得をもとに熊本県後期高齢者医療広域連合が行うため、加入者ご自身の手続きは不要です。



旧基準: 9月30日まで		新基準: 10月1日から	
区分	医療機関窓口での負担割合	区分	医療機関窓口での負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者	1割	要件を満たす人	2割
低所得者(住民税非課税世帯など)	1割	一般所得者	1割
		低所得者(住民税非課税世帯など)	1割

変更対象者は、県内の後期高齢者医療加入者全体の約14%です。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)を2回交付します

〈令和4年度の保険証の有効期間〉

■ 1回目

有効期間: 8月1日~9月30日
(加入しているすべての人へ簡易書留で7月中にお送りします)

■ 2回目

有効期間: 10月1日~令和5年7月31日
(加入しているすべての人へ簡易書留で9月中にお送りします)

窓口負担割合が2割になる人には配慮措置があります

- ・10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人について、窓口負担割合の引き上げに伴い、1カ月の外来医療の負担増加額を抑える配慮措置があります(入院の医療費は対象外)。
- ・配慮措置の適用で払い戻しとなる場合は、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- ・2割負担となる人で、高額療養費の口座が登録されていない人には、9月頃に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書が届いたら、口座の登録をお願いします。